

# 研究活動上の不正行為の防止に関する基本方針

平成30年4月1日

群馬県立女子大学における研究活動上の不正行為の防止を目的として、全学が一体となって不正防止計画が着実に実行され得る指針となる基本方針をここに定める。

## 1 責任体系の明確化

個人の発意で実施される研究活動、競争的資金において提案され採択された個人研究課題であっても、公的資金を財源として実行されるものであり、本学による適切な機関運営・管理が必要であるという原則とその精神を認識すること。

## 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を誘発する原因を除去し、十分な抑制機能を備えた環境・体制の構築を図る。

## 3 モニタリングの実施

不正発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の観点から実効性のあるモニタリングを行うための体制を整備する。

研究活動上の不正行為防止のためのモニタリングの徹底を通じ、研究者等の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を未然に防止する。

## 4 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行えるよう、透明性の高い実効性のあるチェック機能を有する体制を構築し、研究活動上の適正な運営・管理を行う。

## 5 情報発信・共有化の推進

競争的資金等の使用のルール等について、学内外への情報発信及び情報共有を推進する。

## 6 改廃

この基本方針の改廃は、研究推進・倫理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。